

県大教職員組合ニュース 第90号

2017 (第2号)

2017年11月30日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会

Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

第1回 団交報告

日時：平成29年11月21日(火) 17:30~19:10

「職員給与規程等の一部改正 組合合意（差額支給年内）」

前回の団体交渉にて「静岡県公立大学法人職員給与規程等の一部改正について」(案)が法人から提示されました。これは、人事院勧告に準拠し、県職員の給与規程を準用したものです。

下記の資料で示す通り、改正内容は、ア. 給与表の改定、イ. 給与に関する細則、ウ. 初任給調整手当に関する細則等の改正となっております。

上記適用は、平成29年4月1日からとなります。よって、今年4月分からの差額については、12月末までに支給される予定です。

組合では、下記の「改正する規程」4つについて、11月24日付で合意文書を法人へ提出しました。

1. 静岡県公立大学法人職員給与規程等の一部改正について
 - (1) 静岡県公立大学法人職員給与規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・【合意】
 - (2) 静岡県公立大学法人職員の給与に関する細則・・・・・・・・・・・・・・・・【合意】
 - (3) 静岡県公立大学法人初任給調整手当に関する細則・・・・・・・・・・・・【合意】
2. 静岡県公立大学法人職員育児及び介護休業に関する制度改正について・・・・・・・・【合意】